

基本問題小委員会 中間とりまとめについて

横浜市都筑区のマンションにおける施工不良等

【事案概要】

- 基礎ぐいの支持層への未達が6本、根入れ不足が6本ある可能性や、施工データ(電流計データ及びセメントミルク流用計データ)の流用等計70本が判明

↓建物のジョイントで2cmの差

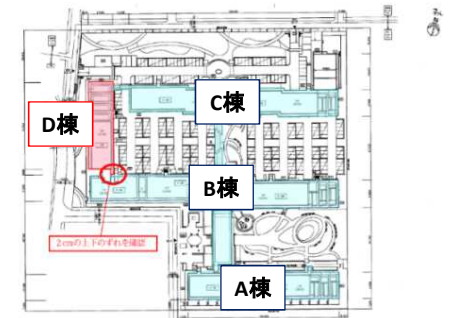


【物件概要】

所在地: 横浜市都筑区
 構造等: 鉄筋コンクリート造12階建
 戸数等: 705戸、住宅棟は4棟構成
 事業者: 三井不動産レジデンシャル
 施工者: 元請 三井住友建設
 1次 日立ハイテクノロジーズ
 2次 旭化成建材
 竣工: 平成19年12月

【対応状況】

- 横浜市(特定行政庁)が事業者等に指示し、建築基準法への適合性を検証中(D棟では、震度6強～7に達する程度の地震で倒壊、崩壊等しないことは確認済)
- 国土交通省が、三井住友建設、日立ハイテクノロジーズ、旭化成建材の3社に対し、建設業法に基づく営業停止及び指示、並びに指名停止措置を実施(H28.1.13)



施工データの流用等

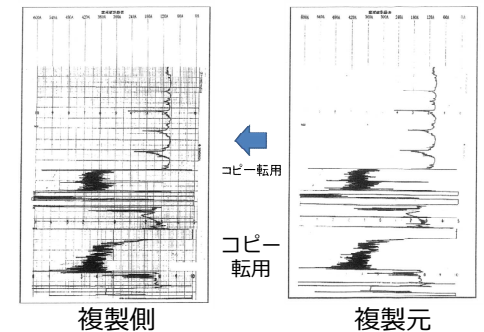
【事案概要】

- 上記事案を受けた調査報告(H27.11.24)により、旭化成建材による360件(上記事案含む)のデータ流用が判明
- 同様に、コンクリートパイル建設技術協会による、会員企業の自主点検結果の報告(H27.12.11)により、8社56件のデータ流用が判明

【対応状況】

- 旭化成建材による360件のうち358件、8社56件全てについて、特定行政庁が建築物の安全性を確認済
- 国土交通省が、施工データの流用等を行った9社(旭化成建材を含む)に対し、建設業法に基づく勧告を実施(H28.1.13)

施工データ流用のイメージ



横浜市のマンション事案を受けて、昨年11月に「基礎ぐい工事問題に関する対策委員会」を設置し、計6回審議。中間とりまとめ報告書で、以下の対策を提言。

○「基礎ぐい工事問題に関する対策委員会」中間とりまとめ報告書（平成27年12月25日）

基礎ぐい工事に関する適正な設計・施工及び 施工管理のための体制構築に関する提言（抄）

- 【施工】 ○施工ルールの策定と現場での導入等
（一般的に遵守すべき施工ルールを作成し提示）
- 【工事監理】 ○適切な施工管理を補完する工事監理ガイドラインの策定

建設業の構造的な課題に対する対策に関する提言(抄)

- 元請・下請の施工体制上の役割・責任の明確化と重層構造の改善
- 民間工事における関係者間の役割・責任の明確化と連携強化
- 技術者や技能労働者の処遇・意欲と資質の向上

○基礎ぐい工事に関する適正な設計・施工及び 施工管理のための体制構築（平成28年3月4日）

【施工】建設会社が基礎ぐい工事に際して一般的に遵守すべき 施工ルール（告示）を策定

- 建設会社が遵守すべき事項として以下を規定
 - ・施工体制に係る事項（元請による施工体制の確認 等）
 - ・くいの支持層への到達に係る一般的な事項
（元請による試験ぐいへの立会い 等）
 - ・施工記録に係る一般的な事項
（施工記録が取得できない場合の代替手段の確保 等）

【工事監理】工事監理者が基礎ぐい工事における工事監理を 行うに当たって留意すべき点をガイドラインとして策定

- 工事監理者が留意すべき点として以下を規定
 - ・工事監理方針の決定にあたって把握すべき事項
（地盤条件や工事施工者の施工記録の確認方法等を把握）
 - ・工事監理の実施方法
（工事施工者の確認が適正に行われているか等を確認） 等

上記のほか、基礎ぐいに関する設計上の留意点や建築基準法の
中間検査における留意点を周知

○建設業の構造的な課題に対する対策

- ・中央建設業審議会基本問題小委員会において検討
（委員長:大森文彦 弁護士・東洋大学法学部教授）
- ・1月27日に初会合開催
- ・3月2日に第2回、3月31日に第3回、
4月26日に第4回、5月23日に第5回、
6月9日に第6回を開催
- ・6月22日（第7回）中間とりまとめ



基本問題小委員会（1月27日）

基礎ぐい工事問題で提言された構造的課題等について平成28年1月から計7回審議。中間とりまとめでは各課題について対応策を提示。

【建設生産システムの適正化】

課 題

対 応 策

施工体制における監理技術者等の役割の明確化

施工の専門化・分業化が進み、元請と下請の技術者の役割の違いが顕著となる一方、制度上、両者は区別されていない

元請と下請のそれぞれの技術者が担う役割を明確化

技術者の適正な配置のあり方

現在、請負金額のみで専任配置を規定しているが、難易度の低い工事等、工事内容によっては専任は不要ではないかとの指摘

現行の請負金額一律の基準に、金額以外の他の要素を盛り込むことについて、引き続き検討

実質的に施工に携わらない企業の施工体制からの排除

商社や代理店等、工場製品等の取引のみで、施工管理を行わない企業が存在。役割・責任の不明確化や不要な重層化を招くおそれ

一括下請負の禁止を徹底するため、その判断基準を明確化

民間工事における発注者・元請等の請負契約の適正化

民間工事では、地中の状況等、施工中に発現する可能性のあるリスクについて、負担の考え方や受発注者間が円滑に協議を行うための基本的枠組みが整備されていない

施工上のリスクに関する基本的考え方や協議項目等に関する基本的枠組みについて指針を新たに策定

(指針には、特に事前調査の必要性や、関係者間の協議項目として、地中関連、設計関連等の各々のリスク負担に関する考え方や協議事項を盛り込む)

- 【その他の課題への対応】
- 大規模工事における技術者の複数配置の推奨: 監理技術者等の補佐的な役割を担う技術者を配置することが望ましい旨、明確化
 - 建設生産物に用いられる工場製品に関する品質管理のあり方: 工場製品の品質確保を図るため、これらを製造する企業等に対して、一定の制度的関与を設けることについて、引き続き検討
 - デベロッパーからマンション管理組合に交付すべき図書の明確化: 地盤情報等、提供すべき図書の内容について明確化
 - 建設工事紛争審査会の審査対象の拡大: 施工品質をめぐる様々な紛争解決を図るため、「建設工事の請負契約に関する紛争」以外も審査の対象とするよう、引き続き検討

【建設生産を支える技術者や担い手の確保・育成】

技術と管理能力に優れた技術者の確保・育成と活躍

若手技術者の入職の減少等、優れた技術者の確保が求められる一方、技術検定の受検者数が減少

受検機会の更なる拡大に向けた技術検定制の見直し（2級学科試験の受験機会の年2回化等）

大量離職時代に向けた中長期的な技能労働者の確保・育成

建設業で働く高齢者の大量離職を目前に控え、担い手不足が懸念。これまで様々な担い手対策が講じられているが、依然、若者の高い離職率等、解決すべき課題が存在

人と企業がともに成長する好循環を生む『人材投資成長産業』の実現に向けた総合的な施策の展開

- キャリアに応じた処遇が図られるよう、技能労働者の経験や技能を蓄積する「建設キャリアアップシステム」の構築（平成29年度に本格運用開始）
- 社会保険加入の目標達成（平成29年度を目標に、企業単位で100%等）を目指し、対策を強化
- 人材の効率的活用に向け、施工時期の平準化、繁閑調整のための環境整備 等

【建設企業の持続的な活動が図られる環境整備】

地域の中小建設企業の合併や事業譲渡等が円滑になされる環境整備

経営者の高齢化が進み、中小建設企業等で後継者問題が高まり、合併や廃業する企業の事業承継が円滑に行われる環境整備が必要

合併時の許可や経営事項審査の迅速化・簡素化し、空白期間の短縮や、手続き上の負担を軽減。また、廃業する企業の技術者の新会社への円滑な移行に向けた経費の特例を導入

- 【その他の課題への対応】
- 経營業務管理責任者要件のあり方: 企業全体の経営に占める建設業経営の影響度、経営の規模・安定性の観点から、経營業務管理責任者要件のあり方について引き続き検討
 - 軽微な工事に関する対応: 許可が不要とされる500万円未満の軽微な工事のみを請け負う者に対して、一定の関与を行うことについて、引き続き検討